

個人事業主の事業承継時の許認可手続の簡素化について（厚生労働省②）

1.（2）理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法

○対応方針

政府全体の方針として円滑な事業承継に向けた環境整備を行う場合、理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法に基づく事業承継についても、他法における対応の検討状況を踏まえた上で、簡素化に向けて検討を進める。

※従来の取扱い

理容師法、美容師法、クリーニング業法に基づく営業所開設の届出並びに旅館業法に基づく営業許可などの効果は、届出者並びに許可申請者に対してなされるものであり、その効果は、届出者並びに許可を受けた者のみ及ぶものである。

一方で、営業者の死という偶然の事情によって営業者の交代が行われる場合は、それにより、突然に営業の廃止に至るのは不合理であることに鑑み、許可営業者の地位を相続によって承継する旨の規定を設けることにより、営業者の負担を軽減することとしたものである。

したがって、生前の営業譲渡手続の場合は、上記のような理由がないことから、新しく営業者になろうとする者は、理容師法第 11 条の 3 第 1 項、美容師法第 12 条の 2 第 1 項、クリーニング業法第 5 条の 3 第 1 項に基づき、新しく届出し、又は旅館業法第 3 条の 2 に基づき営業許可を受ける必要がある。